

NPO 法人つくしんぼクラブ学童保育部門 運営要項

I 目的及び運営方針

- 1 当クラブはNPO法人つくしんぼクラブが定款に定める目的を果たすために児童と保護者が共に支援され、成長していく体制をとるものとする。

II 指導員（放課後児童支援員）

- 2 NPO 法人つくしんぼクラブ(以下当法人) の学童保育部門(以下クラブ) には、開所時間中複数の指導員を配置する。複数の指導員のうち1名は国の条例で定める放課後児童支援員を配置するものとする。またその職務、員数についても国の定めた基準に沿うものを配置することとする。
- 3 指導員が長期にわたり休暇を取得し、または欠勤する場合は、代替指導員により指導員の人員を確保する。
- 4 経験年数 10 年以上で放課後児童支援員資格を有し、資質向上研修を毎年受けているものを事業所長とする。事業所長は運営、保育、保護者・地域との関係等、統括的に把握し理事会（育成委員会）、職員、保護者、地域と連携して事業の運営を円滑に進めるものとし、長尾公史がそれにあたるものとする。

III 保育時間

- 4 学校開校時の保育時間は、終業時（開所時間は 12 時）から 19 時までとする。
- 5 学校休業日(長期休み・学校行事の振替休日・開校記念日等) の保育時間は、8 時から 19 時 までとする。
- 6 土曜日の保育時間は、8 時から 19 時までとする。

IV 開所日

- 7 日曜、祝日を休所日とする。またお盆期間、年末年始の休所も年間計画の中で定めるものとする。

V 児童の健康と安全

- 8 クラブへの出欠に関し、保護者は次の事項を守らなければならない。
 1. 児童がクラブを休む場合は、必ずクラブへ連絡する。
 2. 学校から直接クラブへ行くよう児童を指導する。
 3. 発熱時や伝染病等罹患時はクラブを休ませる。
- 9 災害等の緊急時に、当法人と保護者は次の事項を守らなければならない。
 1. 自然災害及び伝染病の拡大等による臨時休校日は、原則クラブも閉所するものとする。
 2. 同様に臨時緊急下校があった場合は、指導員が速やかに保護者と連絡を取り、保護者は児童を迎えに来るものとする。
 3. 新型コロナウイルス、インフルエンザや風邪等の拡大による学級閉鎖時は、児童は保育を受けることが出来ない。登校から下校までの間に学級閉鎖が判明した場合は指導員が速やかに保護者と連絡を取り、保護者は児童を迎えに来るものとする。保護者が迎えに来るまでの間は別室で学級閉鎖該当児童を隔離して対応する。
- 10 9 項の体制を確保するため、保護者は指導員が連絡を取れるよう必要な措置を講じる。
- 11 当法人と指導員、保護者は協力し、児童の健康と安全を確保する観点から、クラブ施設内外の定期点検や整備等を行う。
- 12 年度内に 2 回以上の避難訓練を実施する。

13 保護者は児童を被保険者とする傷害保険に加入する。

14 クラブでの保育中に事故が生じ、児童が怪我等を負った場合、指導員は医療機関等への搬送など適切な措置を取る。また、速やかに保護者及び当法人に連絡する。指導員の重大な過失から生じた事故でない限り、指導員個人の責任は問わない。

VI 入退所及び保護者の負担金

15 当法人への入会に際し、保護者は所定の「入会申込書」の他、「勤務証明書」「口座振替依頼書」を提出するものとする。

1. 要保護世帯等は、別途「会費減免申請書」を提出するものとする。

16 保護者の就労状況について、当法人は毎年 4 月に保護者が提出する「勤務証明書」により確認する。

17 保護者に住所や連絡先、就労状況、家庭状況等の変化があった場合は、速やかに所定の書面により当法人に届け出るものとする。

18 当法人が求める書面について、保護者は遅滞なく提出する。

19 標準保育料は以下のとおりとする。

<1～3 年生>

	標準世帯	準要保護世帯	要保護世帯	生活保護世帯
保育料	15,000 円	12,150 円	9,300 円	9,300 円
市減免額		2,850 円	5,700 円	
法人減免額				5,700 円
計	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円

<4～6 年生>

	標準世帯	準要保護世帯	要保護世帯	生活保護世帯
保育料	9,500 円	6,650 円	3,800 円	3,800 円
市減免額		2,850 円	5,700 円	
法人減免額				5,700 円
計	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円

※法人会費 500 円、冬季暖房費月額 1,000 円（11 月～ 4 月）、
傷害保険料、札幌市学童保育連絡協議会加盟費、行事及び昼食の実費は保護者負担とする。

20 同一世帯から複数の児童が入会する場合は、保育料減免区分の規定を適用する。ただし、兄、姉には法人減免 2,850 円を適用し、1～3 年に複数児童が入会する場合の兄、姉には 6,150 円の法人減免を適用する。

21 保育料その他保護者の負担金は単月前納を原則とする。

22 保護者は、退所予定日の 1 ヶ月以上前に所定の退会届けを当法人に提出する。

23 月内の退会を届け出た場合は、前納された保育料は返金されない。

24 利用した児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入会を取り消すことができる。

1. 偽り、その他不正な手段により入会の許可を受けたとき。

2. 保育料の滞納額が3ヶ月分に達し、保護者が支払いの意思を表明しない場合。

3. 集団生活に適さない等、クラブの運営上支障があると理事会が判断した場合。

25 当法人は、クラブ運営上やむを得ない場合、臨時総会等における協議で会員過半数の同意を得ることを条件に、年度内で臨時負担金を徴収することができる。

VII 施設の利用定員と通常の実施地域

26 当施設の定員は原則50名とする。

27 当法人は札幌市立北陽小学校を所在校区とする。

VIII その他

28 保護者は学級担任との連絡を密にし、クラブへの理解と協力を得るよう努める。

29 保護者は金銭・玩具・食べ物等をクラブに持たせない。指導員等、当法人から許可があった場合はこの限りでない。

30 職員及び関係者は児童の虐待を防止するための情報の共有をすると共にその疑いがもたれる時は関係機関へすみやかに連絡するものとする。